

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近改定平成30年4月1日

重点路線

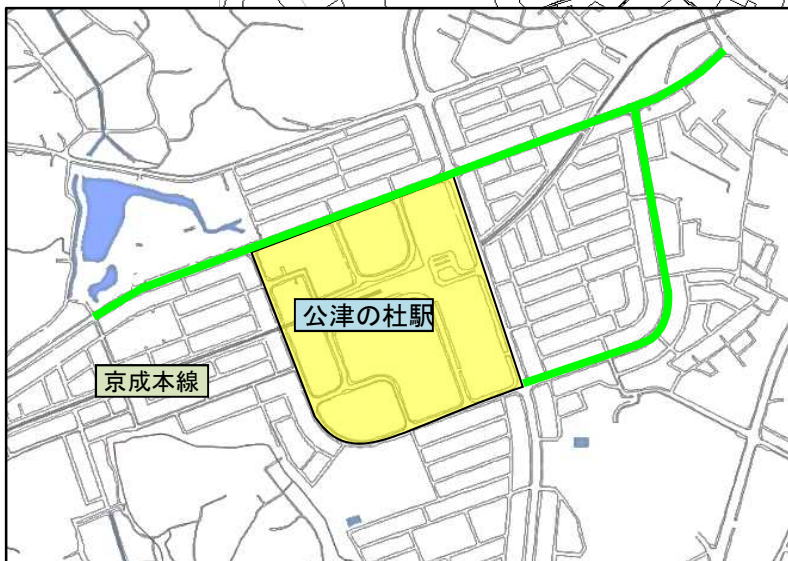
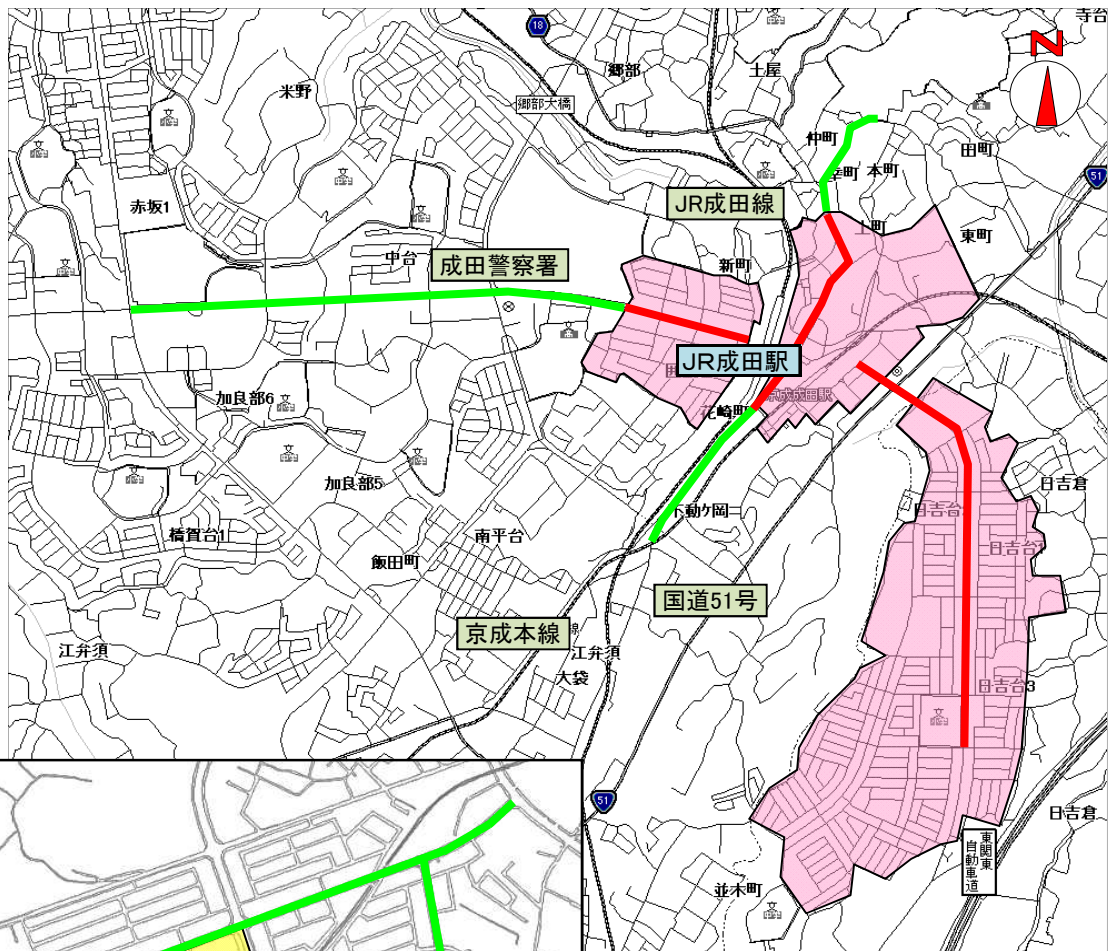
◎最重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
市道(京成成田駅ロータリー付近から日吉台郵便局前交差点付近の間)	8:00~0:00
成田山表参道	8:00~0:00
市道(JR成田駅西口から運動公園バス停付近までの間)	8:00~0:00
市道(JR成田駅東口から一本松通り花崎町境界付近までの間)	8:00~0:00
◎重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
市道(JR成田駅西口運動公園バス停付近から赤坂消防所前交差点付近までの間)	8:00~0:00
市道(一本松通り花崎町境界付近から成木県道踏切付近までの間)	8:00~0:00
成田山表参道	8:00~0:00
市道(公津の杜公園付近交差点から成田赤十字病院付近丁字路交差点までの間)	8:00~0:00
市道(ユアエルム成田付近交差点から公津の杜配水場付近丁字路交差点までの間)	8:00~0:00

重点地域

◎最重点地域	
地域	重点時間帯
JR成田駅西口周辺	8:00~0:00
JR成田駅東口周辺	8:00~0:00
日吉台周辺	8:00~0:00
◎重点地域	
地域	重点時間帯
公津の杜4丁目周辺	8:00~0:00

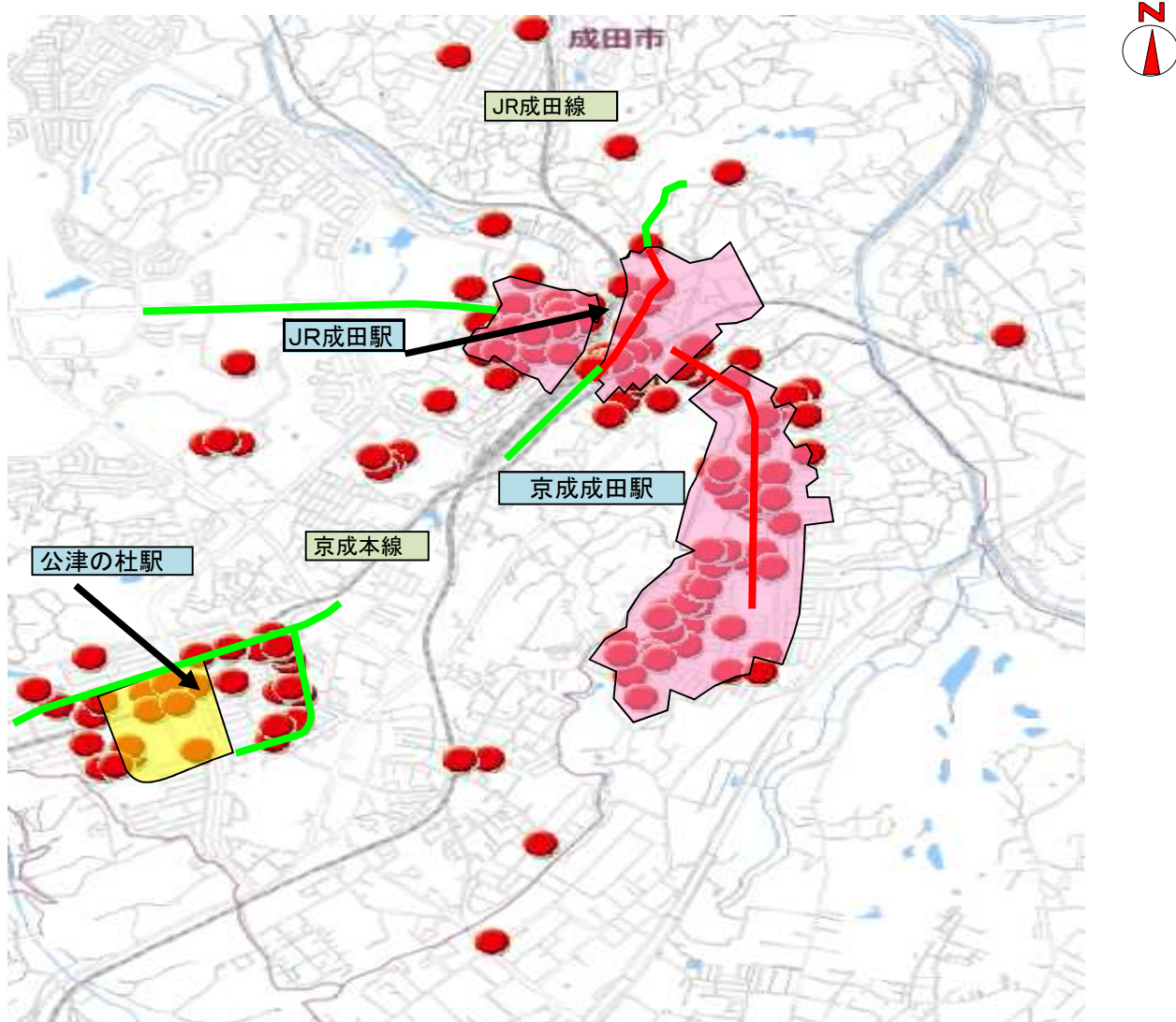
千葉県成田警察署

成田警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



- | | | |
|----|-------|--|
| 凡例 | 最重点路線 | —— |
| | 重点路線 | —— |
| | 最重点地域 | |
| | 重点地域 | |

成田警察署 放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)取付け状況



凡例	～	重点路線	...	
		最重点地域	...	
		重点地域	...	
		標章取付場所	...	
(令和元年中)				

注意：この図に示される地点は、警察官及び駐車監視員が、駐車違反取締り(放置車両の確認)を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。
また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。